



曾我事務所ニュース

2017. 11. 15

〒262-0033 千葉市花見川区幕張本郷1-11-3 コービル2F
TEL : 043(275)1757/FAX : 043(275)1758
E-mail : soga@sogaoffice.jp (曾我宛)
: info@sogaoffice.jp (事務所宛)
ホームページアドレス: http://www.sogaoffice.jp
緊急連絡・苦情は所長携帯 090(4129)4617**11月は「過労死等防止啓発月間」長時間労働は過労死認定
長時間労働が日常化している建設業・運輸業は要注意**

「過労死」と言えば「電通」と言われるほど、電通の新人女子社員の過労自殺は衝撃的な事件でした。また、今夏には東京オリンピック・パラリンピック新国立競技場建設に関連して下請けの弱冠23歳の現場監督が過労自殺という悲しいニュースもありました。この両者に共通して言われるのが激しいパワハラです。しかし労基署の労災認定では、イジメ・パワハラはおそらく考慮されていません。電通の石井直社長（当時）は、記者会見のなかで「外部の法律事務所の調査で違法なパワハラはなかった」と断言し、集まっていた記者もその点については何も質問しませんでした。イジメ・パワハラ・セクハラは証拠がなかなかつかめないため、過労死認定の決定的な証拠は、すべて長時間労働なのです。

そこで私が心配しているのが**中小の建設業・運輸業**です。これらの事業で多く見られるのが労働時間管理の甘さです。今年の1月に発表された「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」では**企業側に労働時間の徹底管理を求めています**。私の印象では労働時間の定義の範囲が広がっています。昔は労働時間とされていなかった時間が、今では労働時間とみなされてしまいます。例えば、一旦会社に来てトラックを出発させた時間、手待ち時間や警備業における仮眠時間等々…

過労死ライン月間80時間の残業をしている企業は、政府統計で企業の7%。千葉県は約10%です。実際はこれ以上でしょう。労働時間短縮は単に労働者の健康を守るばかりではありません。長時間労働の企業に人は集まらず、人の来ない企業は活性化がなくなります。「1日16時間365日働き、休みは元日の午前中だけ！休みたい奴はやめればいい」と言い放ってきた日本電産永守会長も優秀な人材を集めるために残業ゼロを打ち出しました。電通過労死の遺族代理人・川人弁護士は、「日本のこれまでの長時間労働は日本経済の発展に役立っていたのか」と疑問を呈しています。**労働時間短縮は今や企業存続の条件**です！そのためにも**労働時間短縮は急務**です！

平成30年4月！無期転換ルール、始まります！

「無期転換ルール」とは、有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは、平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。そのため、平成30年4月より、無期労働契約への申込権が本格的に発生します。無期転換後の給与などの労働条件は、就業規則等で別段の定めがある部分を除き、直前の有期労働契約と同一の労働条件となります。無期転換後、賃金や定年等、有期契約労働者には通常定められていない労働条件を適用する必要がある場合には、適切に設定の上、あらかじめ明確化しておく必要があります。就業規則の作成、改訂は、当事務所へお気軽にご相談ください。

長時間労働の是正の第一歩に！勤務間インターバル制度導入で助成金

ワーク・ライフ・バランスと長時間労働の是正の観点から、「勤務間インターバル制度」が注目されています。

「勤務間インターバル制度」とは、勤務終了後、一定時間以上の休息期間を設けることで、労働者の生活や時間、睡眠時間を確保するものです。



＜支給対象となる事業主＞

- ① 労災保険の適用事業主であること
- ② 中小企業事業主であること
(業種によって、資本または出資額、常時雇用する労働者数の要件を満たす必要があります。)
- ③ 次のア～ウのいずれかに該当する事業主であること
 - ア) 勤務間インターバルを導入していない事業場
 - イ) すでに休息時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下の事業場
 - ウ) すでに休息時間数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場
- ④ 労働時間等の設定の改善を目的とした労働時間の上限設定に積極的に取り組む意欲があり、かつ成果が期待できる事業主であること

＜助成内容＞

支給対象となる取り組みのうち、いずれか一つ以上を実施することによって、その取り組みの実施に要した経費の一部が達成状況に応じて支給されます。

～支給対象となる取り組み例～

- ・ 労務管理担当者に対する研修
- ・ 労働者に対する研修、周知・啓発
- ・ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ・ 労務管理用ソフトウェア導入・更新
- ・ その他の勤務間インターバル導入のための機器等の導入・更新
- ・ 外部専門家によるコンサルティング（社会保険労務士、中小企業診断士など）

【平成29年度】 産業廃棄物収集運搬業許可講習会

産業廃棄物の処理に関する関心が高まっております。業として産業廃棄物を運搬するためには、「産業廃棄物収集・運搬業許可」が必要となります。この許可の申請をするためには、取締役の方が『産業廃棄物処理業に関する新規許可講習会』を受講し、修了証を取得する必要があります。なお、定員になり次第の締め切りとなりますのでご注意ください。講習会の申し込み代行は当事務所で行います。

I. 会場

1. 千葉県： 千葉県自治会館 千葉市中央区4-17-8

①平成30年3月13日（火）～3月14日（水）

2. 東京都： ベルサール西新宿 新宿区西新宿4-15-3

①平成30年 1月11日（木）～1月12日（金） ②平成30年3月1日（木）～3月2日（金）

II. 申込費用： 41,200円（申請実費、申請手数料〔税込み〕）

III. 必要書類： 顔写真1枚（縦 4センチ×横 3センチ）

